**平成２４年（フ）第１４号**
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2215番地１　横川ハイツ101
債務者　小林みさき
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２４年（フ）第６０号**
相模原市緑区橋本台１丁目14番６号　メゾン・ド・ハル101
債務者　和田文二郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第５２２号**
北海道旭川市春光７条８丁目１番23号　コットンハウス24―102号
債務者　是川　麻美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４９号**
北海道旭川市５条通６丁目４番地の59　第一５条ビル33号
債務者　桐原　明弘
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５５号**
北海道旭川市春光５条８丁目７番１―104号　ロピア偕行社前104号
債務者　河崎とも子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５７号**
北海道旭川市３条通12丁目1381番地の１　312コーポ103号
債務者　佐藤　紀興
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５８号**
北海道旭川市神楽２条７丁目１番８号　マルサレジデンスⅠ105号室
債務者　稲井　貴博
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第７０号**
北海道旭川市豊岡13条７丁目４番18号　ドリームハイツ１号棟102号室
債務者　舩越　和之
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３４２号**
釧路市鳥取北３丁目15番17号　イプシロンＳ202
債務者　菅原　玲奈（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第４５号**
釧路市愛国東４丁目11番３号　静ハイツ２―102号室
債務者　高橋　　登
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第５０号**
釧路市若竹町７番285号　ＤＨ―９―281号室
債務者　及川さおり
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第６５号**
愛知県碧南市浜尾町２丁目53番地１　サンロアール碧南102号
債務者　謝花　喜博
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６７号**
愛知県安城市東端町里20番地11
債務者　湯川　源子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１５０号**
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目17番地の３
債務者　高比良美奈
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２４５号**
神奈川県藤沢市遠藤758番地の１　コーポ永山Ｂ棟203号
債務者　安藤　純子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部